

求人者・求職者のみなさまへ

返戻金に関する事項

当社の紹介により就職した求職者の方が、入社後求職者の方の都合による退職または求職者の方の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料を求人者に返還する制度です。

当社は入社後 3 か月以内に求職者の方の都合により退職した場合、または求職者の方の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、下記の通り成功報酬を返戻する制度を設けております。

尚、求人者と当社との契約において下記と異なる取り決めを行う場合がございます。

- ① 入社後 1 か月以内の場合 本件報酬の 50 % 返還
- ② 入社後 1 か月超 3 か月以内の場合 本件報酬の 30 % 返還

紹介予定派遣について

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、返戻金はありません。

許可番号：17-ユ-300004

事業所の名称：株式会社ワイズ